

第 76 号	関西圏大学非常勤講師組合	2024 年 5 月 12 日発行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]		委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 阪大裁判、証人尋問へ	p. 1	2. 関西大学が 16 年ぶりに賃上げ	p. 2
3. 同志社大学、賃上げを拒否	p. 2~3	4. 常翔学園(大阪工業大学・摂南大学)と定期交渉	p. 3
5. 甲南大学、少しだけ賃上げ	p. 3~4	6. 近畿大学と定期交渉	p. 4
7. 大阪産業大学と定期交渉	p. 4~5	8. 龍谷大学と定期交渉	p. 5
9. 阪大共同団交報告	p. 5~6		

大阪大学 10 年上限雇い止め集団訴訟、 6 月 27 日に証人尋問へ

「2013 年から 10 年上限」内規で 2022 年度末に雇止めされた阪大非常勤講師 4 名が無期雇用契約者としての地位確認と雇止め無効を求める阪大訴訟は、2023 年 2 月 9 日提訴から公判 8 回を経て、6 月 27 日（木）に証人尋問を行います。10 時から被告側証人 2 名の尋問があり、13 時 20 分からは原告 4 名が主尋問と反対尋問に臨みます。この訴訟の焦点は、阪大が 2021 年度まで「個人事業主」扱いしてきた原告の労働者を裁判所が認めるかどうかということです。阪大は 2004 年国立大学法人化から 2021 年まで非常勤講師は「個人事業主(民法でいう『準委任契約』)」だと称してきました。ところが、2021 年に文科省が全国の大学に対し、請負契約等の教員に授業担当・成績報告させるのは学校教育法上不適切であるという事務連絡を出しました。同年 6 月に共産党宮本徹議員が阪大学校教育法違反問題を国会で指摘すると、文科省は不適切な事例が判明すれば必要な助言・指

導を行うと答弁しました。その結果、阪大も 2022 年度から労働契約になりました。

阪大非常勤講師には契約更新上限はありませんでしたが、労働契約法第 18 条の「5 年を超える有期雇用労働者の無期雇用転換」制度が 2013 年に導入されると「契約更新 5 年上限」を定め、2014 年に「労働契約法の特例」の「10 年無期転換」になると「2013 年から 10 年上限」にしました。原告 4 名はそれぞれ無期転換を申請しましたが、2021 年度までは「個人事業主」なので対象者ではないと阪大は拒否しました。しかし非常勤講師の授業実施・成績報告の業務内容は 2022 年度以前も以後も全く変わりません。

無期転換を認める東京大学や京都大学とは違い、阪大は生身の人間を毎年使い捨てる「大学の権利」を放棄したくないようです。人間としての尊厳・労働者としての権利・法の正義を求め提訴し 6 月 27 日証人尋問に臨む原告への皆様のご支援をよろしくお願いします。（文責：新屋敷）

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻) 月、水(随時) 午後 メール: sodan@hijokin.org

関西大学が 16 年ぶりに賃上げ

1 月 19 日に今年度の定期団交が行われました。長年にわたってまったく取り付く島もなかった賃上げですが、昨年度の芝井理事長による「物価上昇が続くようなら」という発言を受けて、今年度は大学側から 1 時間当たり 400 円（1 コマ 800 円 UP となり、28800 円から 29600 円に）の賃上げを回答してきました。物価上昇分を考慮したとのことですが、せめて 30000 円との組合の要求には及びませんでした。長期にわたって据え置かれていた講師給の賃上げを勝ち取ったことは大きな成果です。理事長の対応も昨年度よりも、非常勤講師の処遇改善に

前向きな姿勢を見せました。

また講師室におかれた PC の起動の遅さについては、大学側も状況は認識していると、システムも含めて早期の対応を確約しました。その他に非常勤講師が専任教員の代役として卒論指導を委ねられているにもかかわらず、賃金未払いなどにそれに相応しい処遇を受けていない問題、試験問題の印刷締切が他大学と比べて早すぎることで、第一学舎控室の狭隘問題などが議題となりました。適切な対応が行われたかを見極め、引き続き追求していきたいと思えます。

(文責:大村)

同志社大学、賃上げを拒否

1 月 30 日に対面と Zoom を併用して定期交渉を行いました。組合員ら 9 名が参加しました。団体交渉では、①賃上げと一時金について、②非常勤講師に「任期法」を適用することについて、③2016 年以降に採用された非常勤講師の 10 年上限規定について、④次年度からの授業 15 回のうち前後 2 回をオンディマンドで実施することについて、⑤無期転換した非常勤講師の定年年齢問題、⑥私学共済の加入などについて交渉しました。

賃上げについて、組合は、同志社大学の非常勤講師給は、A ランクの人の場合、2000 年 4 月から 24 年間賃金は上がっていない、賃金が一本された 2009 年から数えても 14 年間賃上げしていない、この結果、関西圏の大手大学 8 大学のなかで最低賃金水準にある、ただちに賃上げするよう要求し

ました。大学側は、現在賃上げについては検討していない、賃上げしない理由は総合的に勘案した結果である、組合のご意見は理事会に伝えますと賃上げを拒否しました。また、一時金についても、組合側は同志社の附属中高の非常勤講師には「嘱託講師特別研究費」という名目で一時金が年間 3 か月分支払われている、大学の非常勤講師にも支払ったらどうかと追及しました。大学側は、中高と大学とでは非常勤講師の役割と賃金の支払い方が異なっている、大学の非常勤講師に一時金を支払うことは検討していないと回答しました。

2016 年 4 月以降に採用された非常勤講師の契約更新 10 年上限問題について、組合側は、関西圏の大手大学のなかで 10 年上限廃止めにしているのは大阪大学と同志社大学だけである、2016 年 4 月以前に採用された

非常勤講師には無期転換権が与えられ、それ以降に採用された非常勤講師が10年でクビにするのは差別ではないか、新規採用の非常勤講師に上限をつけるのは、労契法19条による更新の期待権をなくすためではな

いかと追及しました。大学側は、現段階では規程の改定は考えていない、ご意見はお聞きしました、理事会に報告すると回答しました。(文責：江尻)

常翔学園(大阪工大・摂南大)と定期交渉 B・Cランクのみ賃上げ

2月19日に常翔学園との定期交渉を行いました。これまで何度か団体交渉は行っていましたが、個別の係争案件が中心的な争点で、労働条件の改善を正面に据えたものは初めてになります。まず賃上げですが、他大学と比べて著しく低かったCランク(非常勤は教育歴20年未満)がBランク(同じく30年未満)と統合され、1コマ27000円となり、Cランクは1400円・Bランクは400円増額になりました。ただしAランク28200円はそのままで、他大学と比べればまだ低い水準で、Bランクの賃上げも物価上昇分にも満たないことは当局も認識しているとの回答を得ました。ランクの一本化と合わせて今年度も引き続き追及し

ていきたいと思えます。

次に2017年以降採用の非常勤講師の任期を5年上限としていることについて、問題教員を退職させるため、5年を超えて契約を更新しているケースもあり、その場合は無期転換権の行使を妨げていないとの回答がありました。組合側は問題が改善されない教員はそれ以前でも不更新とすることは可能で、例外が多数生じるような規定の撤廃を求めましたが、検討するとの回答に留まりました。該当する非常勤講師はただちに無期転換権を行使することを呼びかけます。また5年で雇い止めといわれても泣き寝入りすることなく、組合に相談してください。(文責：大村)

甲南大学と定期交渉、少しだけ賃上げ

甲南大学との定期団交が3月21日に実施されました。①賃上げの件。4月から従来の4ランクの内、一番下の12年未満26,000円を廃止、23年以上29,600円、17年以上28,800円、17年未満を1,000円アップし27,800円の3ランクになりました。将来的に1本化を目指すようですが、他ランクの引き上げは見送られたので、昨今の物価上昇に対抗できません。近大や関大は

既に1本化・アップしたので、遜色ない程度の対応を望みます。昨年度学費を上げているのに講師給が据え置きなのは、少人数化教育実現のためという説明ですが、到底納得できません。②外国語中級クラス編成基準改正の件。受講生3人未満の場合、次年度に減ゴマになるという基準ですが、中級科目担当の希望調査をせず、(リレー式講義科目は希望を調査)本人に責任はないの

で、これは理不尽です。大学側は基準を事前に周知しているから問題なしという姿勢ですが、一人でも受講希望者がいれば、学習機会確保の意味でも開講が普通です。③定期試験手当に関して。15回授業で1回定期試験を実施の場合に手当を要求、しかしゼロ回答。近大、立命、関大など支給する大学もあるので引き続き要求します。④補

講形式の件。3月12日に連絡があり、15回授業の内、2回は遠隔（オンデマンド可）でできるように。対面授業には対面補講が原則ですが、実際は受講者が出席可能かという疑問でしたので、これは一步前進です。引き続き皆さんのお力添えを宜しくお願い致します。（文責：須摩）

近畿大学と定期交渉

3月1日、近大定期団交がZOOMで行われ、組合側は大私教事務所に集合、賛助会員の近大教職員組合の書記長も参加し、総勢7名で臨みました。①給与。去年ランクを廃止、29,400円に統一されたので、よい回答はありませんでしたが、物価上昇に見合う引上げを引き続き要求します。ネイティブ教員との給与差も言及され、彼らの給与を引き下げず、日本人教員の方の引上げを望みました。②一時金支給を要求しましたが、ゼロ回答。③任用年齢制限(66歳)の引き上げですが、我々には退職金もなく、早く他大学並みの70歳にするよう要求。④講師控室には採点も歓談もする人もおり、談

話用スペースなどできないかと提案したが、現状で我慢を求められました。コピー機が少ないこと、除菌シートがないことも指摘。⑤東正門の信号横断時間が短いことに言及。秒数は所轄警察が決定、5か所程度の信号も延長する必要があり困難との回答。⑥補講。対面授業は原則対面補講ですが、オンデマンドも可。但し学部で回数が異なる可能性があるため、確認をとること。明文化されていない規則は担当者により対応が異なるため、教務案内等で周知がベターです。次回から権限ある理事の出席を求めることを確認しました。（文責：須摩）

大阪産業大学 約20年にわたり 非常勤講師給を昇給せず

大阪産業大学との定期団交を2月2日に行いました。今回の要求は主に、①非常勤講師給の賃上げ、②「授業改善のためのアンケート」による顕彰制度の廃止、③昼休憩の60分確保、の3点でした。

1点目ですが、なんと大阪産大は約20年にわたり昇給ゼロです。深刻なのは4つの

給与ランクのうち一番下のDランクで、24,400円（1回の授業に換算すると約9700円）に止まっています。これは関西地域では最低レベルの賃金です。このDランクの非常勤講師が非常勤講師総数512人のうち104人もいます。しかもその上のCランク（25,200円）に上がるのは10年後です。

10年で800円。これでは、若手や中堅の講師は研究や生活を維持できません。また、研究ができなければ授業の質も上げることはできません。

2点目、授業改善が目的と明記しているアンケートを顕彰制度に利用するのは、そもそも目的外利用です。アンケートは授業改善の参考にとどめ、直ちに顕彰制度を廃止するよう要求しました。

3点目、午前最後の授業では授業時間の切り上げや早退、3限目は学生の遅刻が目立っており、教育の質にも悪影響を及ぼしています。

上記のような労働環境では、退学者の改善や授業の質の向上など望みようもありません。引き続き交渉を続けていきます。

(文責:浦木)

龍谷大学、講師会議に5千円支給

3月29日、龍谷大学とZoomで定期交渉をおこないました。交渉結果を報告します。①24年4月から、科目代表の専任が開く会議(講師会議)に一回5,000円支給すると回答しました。②2008年に一コマ3万円に一本化されて以降、今日まで賃上げされていないため、賃上げしている他大学と比較しながら賃上げをせまりました。今年度の賃上げは見送られましたが、今後検討し、次年度の団交で検討結果を報告すると回答しました。③平安高校では非常勤に一時金を支払っているから大学でも支払えと迫りましたが、「高校とは財政が別々で、かつ職務内容が高校と大学とでは異なる」として支払いを拒否しました。④オンライン選定科目手当について、21年度は担当者に一コマ3,000円が上乘せされたので、22・23年度も同じようにせよと主張しました。大学は「科目数は多くないが、現在規定を整備中」と回答しました。⑤短期大学部について

「25年3月で学生募集を停止し、26年3月で短大を廃止する。四大での勤務を希望するものには希望を聞いているが、科目担当不可の場合はそのまま契約を終了し、賃金保障はなし」とのこと。組合は「四大に移れなかった場合(雇止め)、前年の短大での担当コマ数と同額の賃金、もしくは不開講手当相当分を支払え。四大に移れたとしても、減コマになった場合は、減コマ分の賃金を一年に限り支払え。また、無期転換している非常勤には優先的に科目を保障せよ」と主張しました。大学は、とりあえず「短大での非常勤数、および四大への希望者数」を取りまとめ、組合に知らせると約束しました。

なお、2023年度在籍で、本務校なし非常勤(前期481名、後期464名)のうち、無期は128名とのことでした。

(文責:長澤)

3月28日、阪大と5回目の共同団交報告

3月28日に大阪大学教職員組合、大阪大学箕面地区教職員組合と共に5回目の阪大

共同団交を行いました。要求項目は、2023年度末での非常勤講師10年雇止め撤回、

就業規則の5年上限規定撤廃、2021年度水準に戻す非常勤講師の賃上げです。いずれも大学は拒否しました。2024年度は2.3%賃上げするとのことですが、2022年度に「準委任契約」から労働契約にした際の大幅賃下げに関し、「学内における他の職種との均衡等を考慮して、給与額を新たに設定したものであり、ご指摘の『賃下げ』に該当するものではない」との詭弁を弄しています。

阪大は2023年度末だけでなく、2022年度末での非常勤講師雇い止め数の回答を今

度も拒否しました。また文書回答で各要求項目が「大阪大学教職員組合、大阪大学箕面地区教職員組合及び関西圏大学非常勤講師組合に所属する組合員の労働条件とどのように関係するかが明らかではありません」と繰り返し、分断を図ろうとしています。更に、非常勤講師に関するデータ開示に関しても「回答要求書を出せば、回答するかどうかも含めて検討する」と、他大学とは対照的に否定的です。3組合へのご支援をよろしくお願いします。(文責:新屋敷)

非常勤講師の劣悪な労働条件改善のために 今すぐ非常勤組合にご加入を！

あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約4割を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、専任教員などのハラスメントなどで具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> のメールアドレスから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名		氏名のフリガナ
住所 (—)		
Tel	Fax	Email
専門分野		担当科目
非常勤出講先 (専任教員の方は専任校も)		
組合費: 10000円/年 (年収150万円未満の方は4000円/年)		
賛助会費: 1口1000円/年 (3口以上の協力をお願いします)		

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻) 月、水(随時) 午後 メール: sodan@hijokin.org

